



発行所 ☎730-0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 発行人 高見誠一  
 TEL(082)228-8250  
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号  
 中外印刷株式会社  
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 11月号

# 無事故の歳末 明るい正月

## 平成26年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間 (平成26年12月1日～平成27年1月15日)

年末年始は特に期間限定の工事が重なり、現場の管理の徹底が図り難い等の事情から労働災害が多発する傾向があります。年末年始の労働災害を防止するため、建設業労働災害防止協会が主唱し、厚生労働省、国土交通省の後援により、「無事故の歳末明るい正月」をスローガンとして、「建設業年末年始労働災害防止強調期間」を定め、労働災害の防止の徹底を図るための運動を全国一斉に展開する時期になりました。

建設業における労働災害は1月～6月の半年間で全国的に増加し、死亡災害が約3割増加する事態になり、建設業における労働災害防止対策の徹底のための緊急要請がなされたところです。今なお、9月7日現在で、死亡災害が196人で前年同期に比べ37人増(18.9%増加)となっており、休業災害を含めた死傷災害も昨年を上回っています。

広島県内における状況は、9月末現在死傷件数は221件で、前年同期に比べ17件(7.1%)の減少となっており、死亡災害も

前年同期より2名下回る6件の発生にとどまっていますが、平成25年をスタートとした第12次労働災害防止5か年計画、建設防第7次同5か年計画の目標である、死亡災害の20%減少(建設業)死傷災害の15%減少目標の達成には、予断を許さない状況です。

今年発生した死亡災害の中には、作業床端の墜落災害、機械による法面の転落災害、建設機械に巻き込まれ災害など全国的に多発傾向にある災害も含まれており、主要重点事項の労働災害防止対策の再徹底が求められています。

会員各位におかれましては、建設業労働災害防止規程、(PDF版労働災害防止規程の解説ができました。)今年度の上記強調期間実施要領及び建設業労働災害防

止対策実施事項に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等をご参考にされ、効果的な活動の展開を進めていただきますようお願いいたします。

皆様文字通り明るい新年を迎えられますよう祈念しております。



建設業労働災害防止協会

### 目次

無事故の歳末 明るい正月 .....	1	災害事例 .....	5
緊急要請等に基づく支部・労働局合同パトロールを実施 .....	2	建設業における平成26年度(4月～9月)司法事件一覧(送致事案) .....	6
分会便り 広島分会 .....	3	労働災害発生状況 .....	7
お知らせ .....	4	講習・行事コーナー .....	8
『技能講習を受講される皆様へ』お知らせ .....	4	(平成26年11月～平成27年1月) .....	8

## 緊急要請等に基づく支部・労働局合同パトロールを実施

建設業の労働災害が、本年6月までの半年間に全国的に増加し、休業4日以上の災害が4%増え、とりわけ死亡災害は昨年同期の124人に対し、今年は159人と28.2%の大幅な増加をしたことから、厚生労働省、広島労働局より「建設業における労働災害防止対策の徹底について」の緊急要請等があり、これを受けて、労働局と合同パトロールを実施し、PRに努めたところです。今回は、10月2日午後小雨模様の中、広島市中区白島の「JR広島・横川間新駅他新設工事」「広島新交通1号線新白島駅（仮称）建設工事」の2現場をパトロールしました。株式会社鉄建建設が施工されるJR新駅他新設工事現場は、建設中の新駅構内を数分ごとに山陽本線、可部線の列車が上下線で通り抜けるため多数の見張り員を配置しての作業で、時間に制約された作業工程を安全第一で進めておられました。

JR新駅 下りホームのパトロール状況



JR新駅 北側駅舎建設現場



次に、株式会社フジタ・栗本株式会社共同企業体が施工される新交通新駅工事現場をパトロールしました。カマボコ式のドーム屋根を持つユニークな駅舎で、屋根裏の構内は天井作業のため足場板が一面に施設され、プラットホームが地下にあり、多数の昇降設備、足場・通路の段差対策に気を付けていると説明がありました。2現場とも、広島分会、広島中央署が推進している指差呼称「フィンガー・チェック」運動を実践されており、掲示も工夫してありました。来年3月の新駅開業に向け、これからも災害防止対策を徹底し、無災害を継続して工事完了されるようお願いしました。

新交通新駅 ドーム屋根裏の足場



新交通新駅 地下ホーム付近のパトロール



## 分会便り ~ 広島分会 ~

### フィンガー・チェック運動を開始しました。

昨年の建設業における労働災害が38.3%増えた広島中央署では、今年度労働災害の大幅減少を図るため、8月19日、労働災害撲滅運動説明会を開催し、現場における共通の安全対策として分かりやすくみんなで取組める「指差確認運動」を進めるため、『フィンガー・チェック運動』として全会員を対象に定着させていくことにし、建災防広島分会、広島労務研究会両者あて要請がありました。

これを受け、広島分会では運動を進めるために、現在ポスターを作成し全会員に配付する等の準備を進めています。

労働災害撲滅運動説明会には80社130人が参加し、運動への賛同を宣言した会員は9月末で70社を超えており、今後3年間で運動が474会員全事業場に拡大することを目指しています。

10月2日実施した広島市内の現場パトロールにおいても、賛同宣言をした現場では、「ヘルメットヨシ」「顔色ヨシ!」「服装ヨシ!」「足元ヨシ!」の掲示を掲げ、朝礼で声を掛け、各自現場で実践をするよう展開を始めています。



### 建設工事関係者連絡会議が初めて開催されました。

去る9月26日、広島市、東広島市等広島中央署管内にある公共工事の発注機関2市4町の関係者8名と、広島中央署5名、建災防広島分会の分会長、副分会長、常任理事、事務局長等5人が一堂に会し、発注者、施工者、労働災害防止行政機関関係者が緊密に連携し、労働災害防止対策を推進し、建設業における労働災害の減少を図ることを目的とした連絡会議を開催しました。

これは、今後国土強靱化対策による防災、減災にかかる各種建設工事が開始されること、東京オリンピック関連の工事開始に伴い全国的に人材不足が深刻になり、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念されることから、工事を施工する建設事業者の取組だけでなく、発注機関が工事の安全にこれまで以上に配慮した発注条件で発注を行うこと、発注者、施工者、労働災害防止行政機関関係者が緊密に連携し労働災害防止対策を進めていく必要があることから、「連絡会議」を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底、そのためのパトロールの実施などの取り組みを協議し、合意事項を実施する等、新しい取組を、市町村を単位に全国で実施するよう厚生労働省の要請に基づくものです。

広島合同庁舎に集まった関係者は、今後定期的に意見交換の場を継続して持つこと、各市町で発注者、監督署、建災防の合同パトロールを開催していくことなどを協議しました。

これから、各監督管内でも同様な「連絡会議」が開催される予定であり、各分会の役員等が出席し意見交換をすることが予定されています。

なお、支部は年内開催予定の広島労働局と国・県など発注者との連絡会議に出席予定です。



## お知らせ

広島市北部で8月20日未明に発生した集中豪雨により甚大な被害が発生しましたが、広島労働局より被災地における復旧工事等に関する災害防止対策のより徹底を図るため、平成26年9月5日付で「災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について」(要請)により各公共工事発注者及び建災防広島県支部など災害防止団体あて要請がありました。(本支部報9月10日号に掲載)

このたび、広島労働局より、災害復旧工事現場での機械との接触、倒壊、落下物による危険を訴えるリーフレットを作成したので、関係事業場等に配付し、周知を図るよう要請がありました。

## 広島労働局作成のリーフレット

**広島大雨土砂災害の復旧作業を行う皆様へ**

土砂、建物などの除去作業では、ドラグ・ショベル、クレーン、大型ダンプトラックなどの機械と接触したり、倒壊・落下物に当たるなど多くの危険を伴います。

**安全に十分注意して作業を行ってください。**

ヘルメットを着用

大型機械・車両の周囲は立入禁止

機械操作は有資格者が行うこと

お問い合わせ先  
 広島北労働基準監督署 電話082-812-2115  
 広島労働局(健康安全課) 電話082-221-9243

## 『技能講習を受講される皆様へ』お知らせ

技能講習申込時に、本人確認が必要です。

平成27年1月以降に実施する技能講習を受講される方は、申込時に本人確認書類をご提出ください。

受講者の**本籍地**(都道府県名のみ、外国籍の方は国名のみ)・**住所**・**氏名**・**生年月日**が記載された次のような公的書類をご提示又はご提出ください。

「住民票」、または「住民票記載事項の証明書」(いずれも本籍地(県名のみ)記載のあるもの。)の原本又は写し

「パスポート」の原本又は写し

「国家資格」または労働安全衛生法77条の登録講習機関発行の「技能講習修了証」の原本又は写し

「外国人登録証明書」または「特別永住者証明書」または「在留カード」の原本又は写し

「自動車運転免許証」の原本又は写し(本籍地県名の記載のあるものに限る)

その他本籍地(県名のみ)が記載されている公的書類の原本又は写し

上記の書類にある、本籍地県名が、現状と同じであることを確認してください。

(本籍地県名の記載のないもの、現状と変更されているものがありますので、ご注意ください。)

労働局のご指導により本人確認手続きの厳格化が求められており、ご協力をお願いします。

平成26年8月

建設業労働災害防止協会広島県支部

# 災害事例

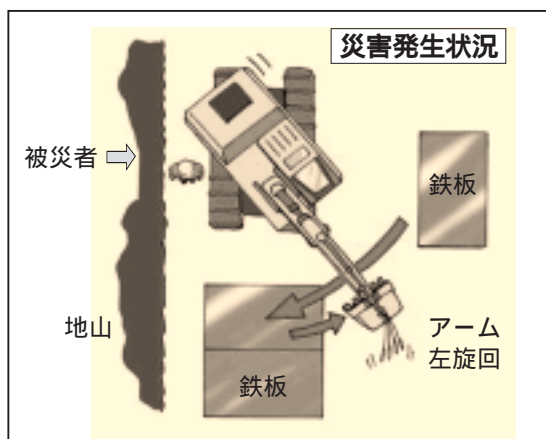
## 旋回したドラグ・ショベルと地山との間に挟まれた

### 【災害の概要】

工事の種類：土木工事業

災害の種類：挟まれ

被災者：死者数：1人



### 【災害発生状況】

この災害は、擁壁造成工事現場においてドラグ・ショベル（以下「ショベル」という。）を使用して鉄板を敷く作業中に発生した。

- (1) 災害発生当日、ダンプトラックを工事現場に乗り入れるための仮設道路に鉄板を敷く作業を、ショベルのバケットに取付けられたフックを利用して移動式クレーン仕様として作業を行った。
- (2) 作業は、鉄板の仮置き場所から、鉄板をショベルのフックに掛けて吊上げ、そのまま機体を旋回して所定の場所に敷く方法で行われた。
- (3) 鉄板の玉掛け及び玉外しを作業員Aが行い、2枚目の鉄板の玉外しを行った。
- (4) ショベルの運転者Bは、機体を左旋回させ鉄板の仮置き場を向いて、しばらくの間Aが来るのを待っていたがなかなか現れないので、Bは機体を右旋回させて鉄板を敷く方向を向き、運転席から下りて周囲を見

回したところAが機体の右後方で倒れているのを発見した。

Bがショベルを左旋回したとき機体のカウンターウエイトと地山の間にAが挟まれ被災した。

- (5) なお、Bは、車両系建設機械の運転資格（技能講習修了）は有していたが、移動式クレーンの運転資格は有していなかった。また、Aは、玉掛け作業に係る資格を有していなかった。

### 【災害発生原因】

- (1) 誘導員を配置せずにショベルの可動範囲内に作業員を立ち入らせたこと。
- (2) 誘導員を配置していないにもかかわらず、ショベルの可動範囲内に作業員を立ち入らせた。このため運転者のAが鉄板の仮置き場方向に機体を左旋回したとき、機体のすぐ近くにいたBが機体のカウンターウエイトと地山の間に挟まれたこと。
- (3) つり上げ機能付きドラグ・ショベルを使用した移動式クレーン作業であるにもかかわらず、作業員が移動式クレーン運転や玉掛け作業の資格を有していなかったこと。

### 【再発防止対策】

- (1) 誘導員を配置することなく、ドラグ・ショベルの可動範囲内に作業員を立ち入らせないこと。
- (2) ドラグ・ショベルの可動範囲内に作業員が立ち入る必要がある場合は、誘導員を配置し、当該誘導員にショベルの移動や旋回を誘導させること。
- (3) ドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、運転者はショベル及び移動式クレーンの運転資格を有すること。また、玉掛け作業員も所定の資格を有すること。
- (4) これらについては、工事計画においても予め明確に定めておくこと。

## 建設業における平成26年度(4月～9月) 司法事件一覧(送致事案)

広島労働局監督課

番号	業種	送致時期	被疑法令	条項	あ ら す じ
1	道路建設工事業	平成26年5月	労働安全衛生法違反	クレーン則第70条の5 (アウトリガー等の張り出し)	自動車道の防護柵設置工事現場で、ガードレールを設置するため、下請けの労働者2名が移動式クレーンを使用してガードレールの部材を吊り上げ作業中、アウトリガーと呼ばれる移動式クレーンの転倒防止措置を使用せずにガードレールを吊り上げたため、移動式クレーンが傾いて、荷台に積んでいたガードレール部材(1枚縦0.35メートル、長さ4メートル、重さ64キロ)の一部が崩れて、労働者のうち1名の右足に落ちたもの。その結果、当該労働者は右足の膝から下を切断する重傷を負ったもの。 同社と同社の現場監督が、移動式クレーンを用いて作業を行う場合に、アウトリガーを張り出す措置を怠ったとして送検されたもの。
2	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	平成26年6月	労働安全衛生法違反	安衛則第361条 (地山の崩壊等による危険の防止)	マンション建設現場で、縦25メートル、横15メートル、深さ3メートルの穴の中で土砂崩壊箇所の復旧作業を行っていたところ、再度発生した土砂の崩壊で、工事を請け負っていた下請け会社の代表者が生き埋めになって死亡する災害が起きた。 元請会社と会社の支店担当部長及び同社の現場所長は、土止め支保工による崩壊防止や立入禁止などの危険防止措置を怠っていたとして送検されたもの。
3	その他の建設業	平成26年7月	労働安全衛生法違反	安衛則第97条第1項 (労働者死傷病報告の虚偽報告)	塗装工事等の建設工事を営む会社の労働者が被災した休業4日以上労働災害について、実際には、他社(元請)の下請として作業を行った工事現場で発生していたので、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長に提出しなければならないのに、同社が元請として工事を行っていた現場で発生した旨の虚偽の報告書を別の労働基準監督署長に提出し、会社と代表取締役及び取締役が送検されたもの。
4	その他の建築工事業	平成26年8月	労働安全衛生法違反	安衛則第158条第1項 (車両系建設機械の接触の防止)	木造民家の解体工事現場で、解体用建設機械の車体の下に通した散水用ホースを取ろうとした被災労働者(年少者)に気づかず、運転者が排土板を動かしたため、被災者が機体と排土板の間に身体を挟まれて死亡した災害が発生した。 解体用の車両系建設機械(解体用つかみ機)の車体と接触する危険のある箇所に労働者を立ち入らせる場合、誘導者の配置等接触防止措置を講じなかったとして、会社と現場責任者が送検されたもの。
5	その他の土木工事業	平成26年9月	労働安全衛生法違反	安衛則第97条第1項 (労働者死傷病報告の虚偽報告)	下水道工事現場において、一次下請である会社の労働者が、同社社長の運転する油圧ショベルに右足を轢かれ、骨折等の負傷により4日以上休業したが、社長は、元請の労災保険ではなく自社の労災保険を使用するため、自社の仮設資材置場で労働災害が発生したとする虚偽の労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長へ提出したとして、会社と代表取締役が送検されたもの。
6	木造家屋建築工事業	平成26年9月	労働安全衛生法違反	安衛則第518条第2項 (足場を組み立てる等作業床の設置が困難な場合の安全帯等の使用による墜落防止措置)	木造3階建て民家の改修工事現場において、労働者に3階階段前の小梁付け替え作業を行わせるに際し、同作業箇所は、地上から約6メートルで、当該小梁の前方には、幅88センチメートル、奥行き約3メートルの開口部があった。当該開口部には当日、階段側より順次約90センチメートル毎に幅5センチメートルの小梁が3箇所設置されているのみで、これら小梁上に幅25センチメートルの足場板1枚が架け渡された状態で置かれており、労働者が既存の階段前の小梁を鋸で切り落とした後、当該足場板を踏んだところ、端部の支えがなく、足場板と共に約6メートル下の地上に墜落し、胸椎を骨折する重傷を負った。 同開口部からの墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、防網を張り、労働者に安全帯を使用させるなどの措置を講じなかったとして、代表者が送検されたもの。

平成25年・26年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成26年9月末日現在)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突され	はね巻き	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接	有害物質との接	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成25年	(5) 84	19	13	29	8	6	(1) 29	26	4	(1) 5	0	0	(1) 1	4	9	1	(8) 238
平成26年	(2) 71	20	6	28	6	(1) 12	(1) 22	25	1	6	0	1	0	(1) 10	11	(1) 2	(6) 221

( )内は、死亡の内数

平成25年・26年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成26年9月末日現在)

監督署別	全 産 業							建 設 業							平成26年 建設業/全産業 (%)
	平成25年			平成26年			増減数	平成25年			平成26年			増減数	
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		
広島中央 呉	4	588	592	4	562	566	-26	3	74	77	3	57	60	-17	10.6
福 山	3	150	153	1	166	167	14	1	22	23	0	24	24	1	14.4
尾 道	0	381	381	4	407	411	30	0	35	35	2	44	46	11	11.2
三 次	5	101	106	1	108	109	3	3	14	17	1	12	13	-4	11.9
広 島	2	141	143	1	122	123	-20	1	17	18	0	16	16	-2	13.0
北 市	1	112	113	2	134	136	23	0	13	13	0	21	21	8	15.4
合 計	3	213	216	1	214	215	-1	0	35	35	0	22	22	-13	10.2
合 計	0	181	181	0	167	167	-14	0	20	20	0	19	19	-1	11.4
合 計	18	1,867	1,885	14	1,880	1,894	9	8	230	238	6	215	221	-17	11.7

平成26年(9月末) 建設業死亡災害発生状況

番号	発生日	職 種 性 別 年 齢 (年代) 経 験 (年)	事故の型 起 因 物	発 生 状 況
1	1月	作業員 男 30代 4年	激突され トラック	道路補修現場において、アスファルト切削後の路面の厚みを写真撮影する準備中、後進してきた搬出用ダンプトラックにひかれた。
2	3月	作業員 男 10代 1年	挟まれ 解体用機械	木造民家解体工事現場で、解体用機械の下に通した散水ホースを取ろうとした被災者に運転者が気づかず排土板を動かし、車体と排土板の間に挟まれた。
3	6月	作業員 男 40代 8ヶ月	転落・下敷き 農業機械	河川維持工事現場で、刈取った草をロール状にするロールベイダを運転し、のり面を降りていたところ、機械が転倒し、運転者が下敷きになり死亡した。
4	7月	作業員 男 60代 4年	墜落・転落 作業床、歩板	R C造7階建てマンション屋上の防水工事を行うため、当該屋上へ立入り屋上床面に防水シートを重ね貼りするため、屋上床面の洗浄作業の準備を行っていたところ、床面端から約19メートル下に墜落した。
5	9月	作業員 男 10代 2年	交通事故 トラック	会社所有のトラックに労働者4名で同乗し、広島市内の建設現場に向かう途中、トンネルを出たところで雨のためスリップし、中央分離帯のガードレールに激突し助手席の労働者が車外に投げ出され死亡した。
6	9月	作業員 男 60代 2年	切れ・こすれ 丸のご盤	リフォーム工事のため、木造2階建て住居の1階床下に入り、大引き材を携帯用丸のご盤で切断中、大引き材から跳ねた携帯用丸のご盤が右大腿部に接触し被災した。



# 平成26年度講習計画

(平成26年11月～平成27年1月末までの計画)

## 建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の  
ための安全衛生教育  
「建設従事者教育」(6時間)  
\*要請により、随時実施(支部)

### 作業主任者・運転技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	車両系(解体用)技能特例	実施場所	担当分会
11月12～13日	福山市	福山	12月9～11日	呉市	呉	12月2日	福山市	福山
12月4～5日	広島市	広島				1月26日	広島市	広島
1月22～23日	福山市	福山	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会			
			11月27～28日	広島市	広島	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会				12月12～13・15日	広島市	支部
1月21～22日	広島市	広島	木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会			
			1月14～15日	福山市	福山			

### 特別教育等の日程

巻き上げ機運転業務	実施場所	受付分会	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会
1月20日	広島市	広島	11月20日	尾道市	尾道	1月22日	呉市	呉
26日	福山市	福山	12月4日	福山市	福山			
アーク溶接等業務	実施場所	受付分会	丸のこ取扱い作業	実施場所	受付分会	振動工具取扱作業	実施場所	受付分会
12月18～19日	広島市	広島	12月18日	福山市	福山	11月11日	呉市	呉

### 職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・ 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
11月19～20日	広島市	広島	11月14日	広島市	広島	11月13日	広島市	広島
1月28～29日	広島市	広島	職長のリスクアセスメント	実施場所	受付分会			
			11月19日	福山市	福山			

\*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定員に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

### 広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252  
呉分会 (0823) 22 - 6886  
福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920  
尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391  
廿日市分会 (0829) 31 - 0196

### ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcosh-hiroshima.jp/>  
建災防広島県支部広島分会 <http://www16.ocn.ne.jp/~hiroibun/>  
建災防広島県支部福山分会 <http://www4.ocn.ne.jp/~fukubun/>  
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>